

おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）

～だれもがいきいきと活躍できる男女共同参画社会をめざして～

大 阪 府

目 次

第1 計画の基本的な考え方

1. 計画の性格、位置づけ	1
2. 計画の基本理念	1
3. 計画の目標	1
4. 計画の期間	2
5. 計画の背景	2

第2 施策の基本的方向（体系）

第3 施策の基本的方向

1. 男女共同参画による社会の活性化	9
2. 仕事と生活の調和の推進	14
3. セーフティネットの充実	22
4. 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画	28
5. 地域力アップへの支援	33
数値目標	35

第4 男女共同参画社会の形成に向けて（計画の推進）

1. オール大阪での取組の推進	37
2. 推進体制の強化	37

第5 計画の進行管理

大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標	39
---------------------------	----

第1 計画の基本的な考え方

1. 計画の性格、位置づけ

この計画は、大阪府における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に定めるものです。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」を勘案し、また、大阪府男女共同参画審議会答申を踏まえるとともに、府民から幅広く意見・提言を聴き、その反映にも努めました。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- 男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 大阪府の各種計画との整合性を持つもの
- 大阪府の男女共同参画社会実現に向けた行政運営の基本指針であり、府内の市町村に対しては、大阪府との連携協力による施策の推進を期待するもの
- 府民や大阪府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を進めるもの

2. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、平成14年に制定した「大阪府男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進にあたって、次の5つの基本理念を定めています。この計画では、この条例の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組への考慮

*男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」です。

3. 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざします。

計画がめざす男女共同参画社会とは

性別によって差別されることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮できる活力ある社会です。具体的には、次のような社会です。

- だれもが意欲を持って個性と能力を発揮し活躍できる、多様性に富んだ活力ある社会
- 仕事と生活の調和がとれた心豊かな生活ができる社会
- 性別にかかわらず健康で安心して暮らすことができ、また、性別による決め付けがなく、

- 一人の人間として大切にされる社会
- アジアをはじめ世界から評価される社会

計画のめざすもの

この計画では、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中、活力ある持続可能な社会を築くため、女性や外国人をはじめ様々な人々がその個性と能力を發揮できる、大阪らしい男女共同参画社会の形成をめざします。大阪らしさの内容は次のとおりです。

- 大都市圏である大阪が有する文化、産業、ネットワーク等の財産を再確認し、活かして「男女共同参画社会」の実現をめざします。
- 大阪のそれぞれの地域が有する力を再確認し、活かして「男女共同参画社会」の実現をめざします。
- 女性、男性、子ども、困難な課題を有する人々など、それぞれの人にかかわるものとして、「男女共同参画社会」の実現をめざします。
- グローバル化が進展する中、国際社会から、大阪が評価される「男女共同参画社会」の実現をめざします。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成 23（2011）年度から概ね平成 27（2015）年度までの 5 年間です。

5. 計画の背景

(1) 世界の動き・国の動き

日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における動きとも連動しつつ進められてきました。

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」とし、この年、「世界行動計画」を採択し、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の 10 年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。昭和 54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、昭和 60(1985)年には、平成 12(2000)年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。平成 7(1995)年の北京での「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領は、12 の重大問題領域について各国政府等の具体的な取組指針を示しました。

これらの動きを踏まえて国は、平成 8(1996)年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、平成 11(1999)年 6 月には、取組の総合的枠組みを定める基本法制として「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。

平成 12(2000)年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、これを踏まえつつ、平成 12(2000)年 12 月、国は、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」（平成 17(2005)年度改定）を策定しました。

平成 17(2005)年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」及び平成 22(2010)

年に開催された「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。また、平成21(2009)年には、国連の女子に対する差別の撤廃に関する委員会から、我が国に対する最終見解が示されました。これらの動きを踏まえて、国は、平成22(2010)年12月「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

このような国内外の動きは、この計画の基本的な考え方の基盤となるものです。

(2) 大阪府の動き

大阪府では、昭和56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和61(1986)年に「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画—21世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成9(1997)年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成10(1998)年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」(平成14(2002)年4月「大阪府男女共同参画審議会」に改称)を設置し、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成13(2001)年7月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22(2010)年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成18(2006)年改訂)を策定するとともに、平成14(2002)年4月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えるため、社会状況の変化やこれまでに実施してきた施策を踏まえ、この度、平成27年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を策定し、市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することとしました。

(3) 男女共同参画を取り巻く社会経済情勢と課題について

① 政策・方針決定過程における女性の参画の状況

大阪府においては政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、登用に関する努力目標を設定するなどの取組を進めてきました。しかしながら、例えば、平成22年4月時点で、府の審議会における女性委員の登用率は36.0%で、女性の学識経験者が少ない分野等での登用が進まないなどの理由により、「改訂おおさか男女共同参画プラン」で掲げた目標40%に達していません。

これまで以上に登用を進めるためには、長期的視点にたった教育や人材育成など、より実効性ある取組が必要です。また、女性をはじめ社会を構成する多様な人々が、各々の能力を発揮し、職場、家庭、地域などで活躍できる社会(ダイバーシティ社会)の構築に向けた意識の醸成や仕組みづくりが必要です。

② 少子高齢化の一層の進展と家族形態の変化

大阪府における合計特殊出生率は、平成16年の1.20(全国1.29)から、平成21年には1.28(全国1.37)に増加しているものの、全国平均を下回る状況が続いています。また、高齢

化率（65歳以上の割合）は、平成12年の14.9%から平成21年には21.5%と急激に増加するなど少子高齢化が一層進展しています。さらに、労働力人口についても、平成13年の453万7千人から平成21年には434万8千人に減少しています。こうした人口減少社会の中で、大阪を活力あるまちとしていくためには、男女共同参画社会づくりに向けた取組が必要です。

また、単身世帯は平成12年の102万9千世帯（29.8%）から平成17年には115万2千世帯（32.1%）に、このうち65歳以上の単身世帯は平成12年の25万5千世帯（7.4%）から平成17年には34万世帯（9.5%）に増加しています。ひとり親世帯も平成12年の約6万3千世帯（1.8%）から平成17年には7万7千世帯（2.1%）に増加するなど、人間関係が希薄化する中、社会から孤立しがちな家庭が増えています。

③ 社会・経済労働環境の変化

日本経済が長期的に低迷を続けている中、府の完全失業率は全国平均よりも高い水準で推移しており、平成21年は全国平均の5.1%に対し、大阪府の完全失業率は6.6%となっています。また、非正規労働者割合は、平成14年の35.1%から平成19年には38.6%に増加しており、全国的にも3番目に高い状況となっています。非正規労働者の賃金をはじめとする処遇の低さは、仕事と生活を調和させ、いきいきと働くことを困難にしています。

また、働く女性の育児休業取得率が増加している一方で、就業の継続を希望していた女性が、出産を機に就業を中断するケースも多く、仕事と子育て等との両立が難しい状況が続いています。多様な保育施策の展開により保育所入所枠は拡大しているものの、一方では就労を希望する女性も増加していることから、待機児童も依然として多い状況にあります。一方、働く男性を見ると、育児休業の取得は低迷している上、家事に要する時間も、男性は、平日及び休日とも「ほとんどない」が30%台、「1時間未満」が平日約40%、休日約30%という状況にあるなど、依然として、主に女性が家事や子育てを担っている状況です。

少子・高齢化社会の中で、男女ともに子育て・介護をしながら働き続けていくためには、男性の家事・育児への参画を進めていくと同時に、長時間労働を前提としないなど働き方そのものを変えていくことが必要です。そして、仕事と生活の調和が個人の生活の充実だけでなく、企業の経営戦略として人材確保や業績向上に不可欠で、さらには社会・経済の活性化に資するものとの認識を経営者層はじめオピニオンリーダー層に十分広げることが必要です。

④ 女性に対する暴力及び男女の健康問題の状況

女性に対する暴力の根絶に向けては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、行政計画を策定し体制整備に取り組んできました。配偶者等からの暴力に関する相談件数や一時保護件数は高い状況が続くなど、依然として様々な形態による暴力被害が深刻な状況にあります。府民意識調査の結果を見ると、DVを受けた経験のある人の半数以上が「どこにも相談しなかった」と回答しており、相談をためらったり一人で悩みを抱えこんでいる被害者も多いと考えられます。また、新たに若年層において恋人間の暴力の問題や、インターネットや携帯電話を悪用した性犯罪の発生なども問題とな

っています。

女性に対する暴力は重大な人権侵害であると同時に、本人だけでなく、家庭における子どもの人格形成等にも重大な影響を及ぼすものあることから、女性に対するいかなる暴力をも根絶すべきとの共通認識が浸透し、一層の実効性のある取組を進めることが必要です。

また、男女の健康問題の状況ですが、母子保健関係の指標を見ると、周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率はいずれも減少傾向にあります。しかし一方で、府民の死亡原因の1位を占めるがんについては、死亡率が全国の中でも最も高い府県の1つであり、また、がんの早期発見につながるがん検診の受診率は、乳がん検診、子宮がん検診受診率とも全国と比べて低い状況にあり、受診率の向上に向けた対応が必要です。さらに、心の健康面においては、様々な社会構造がもたらすストレス等によるうつ病の増加等が問題となっています。中でも自殺者数は全国で3万人を超えており、府の自殺者数は概ね2千人前後で東京に次いで多く、その約7割が男性であり、その対策が必要です。

⑤ 様々な生活上の困難に直面する人々の状況

社会経済情勢の変化の中で、貧困や、就労等の機会を得られない、地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。特に、女性は相対的貧困率が高く、母子家庭や高齢女性でその傾向は顕著です。生活上の困難は、配偶者等からの暴力(DV)や児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題となっています。

次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めるとともに、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、施策の推進にあたって留意する必要があります。

また、性同一性障がいなどを有する人々、男女を問わず性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)を理由として困難な状況に置かれている場合に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

⑥ グローバル化の進展

グローバル化の進展等に伴い留学生や国際結婚等が増加し、府では、多様な文化や価値観を持った人々が居住し、行き交い活動しています。平成21年現在、府内では約21万人の外国人が在住しており、その人数や都道府県人口に占める割合は東京都に次いで多い状況にあります。しかし、在住外国人や留学生の置かれた状況を見ると、必ずしも持てる能力を発揮できる状況とはいえません。

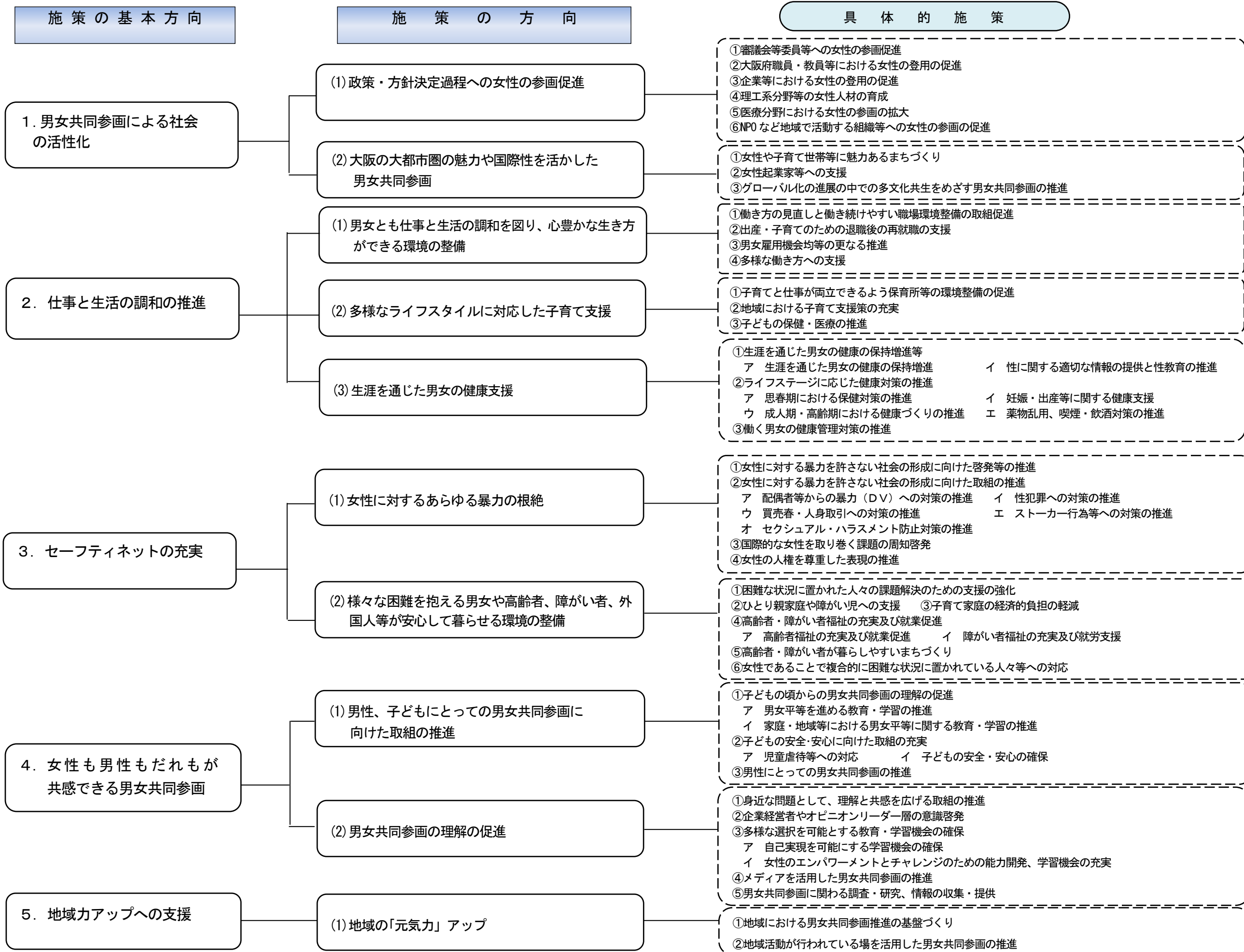
日本における男女共同参画の取組は、国連等国际的な動きを踏まえて進められてきたところですが、平成21年8月には国連の女子差別撤廃委員会から最終見解が示され、雇用、政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等について、日本政府に対する要請がなされています。

国際的な規範・基準を踏まえ、国際社会から評価される大阪をめざし、多文化共生社会における男女共同参画の取組を進めることが必要です。

⑦ 府民意識の状況

府民意識調査の結果を見ると、「男女共同参画社会」という用語の認知度は男女とも40%台で、同様の内閣府調査よりも認知度が20%程度低く、“男女共同参画”は府民にとって身近なものとして認識されているとは言えない状況です。また、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、「同感する」割合は、平成16年度の調査と比較すると、男女とも増加しており、特に20～30歳代の女性及び30～40歳代の男性について、その割合が高くなっています。若年層の女性で同感する割合が増加した背景には、若者や女性に非正規雇用が増大するなど不安定な雇用が広がっていることや仕事と子育ての両立が難しいと感じていることなど、昨今の厳しい社会経済情勢等の影響が推測されます。また、30～40歳代の男性の意識の背景には、これらの年代の男性に長時間労働の割合が高く、仕事と家庭との両立が難しい状況などが影響していると考えられます。

男女共同参画社会づくりが、府民一人ひとりの幸せにつながる、もっと身近な問題として捉えられるよう、子どもや男性を含め、あらゆる立場の人々にとって必要な取組との認識を広めることが必要です。



第3 施策の基本的方向

1. 男女共同参画による社会の活性化

少子高齢化が進むとともに、グローバル化が進展する中、大阪が活力あふれ、持続的に発展していくためには、女性や外国人をはじめ、能力がありながら十分に活躍する機会のない人々の社会での活躍を促進することが重要です。

また同時に、今後の社会経済成長の源泉となり得る新たな価値や需要の創造が求められており、様々な変化に対応し得る多様な人材の必要性も高まっています。生活者としての様々な経験を持つ人々の視点が、多様な府民ニーズに対応した施策の決定や様々な地域での課題解決、さらには、健康や環境・エネルギー等今後新たな需要を創造しうる分野の市場の創造等にも活かされることが重要です。

このため、男女とも性別にかかわらず、意欲を持ってその個性と能力に応じて活躍できる社会の構築に向けて、依然として低い状況にある政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性や外国人をはじめ多様な人材が活躍することにより社会経済を活性化することが強く求められています。

さらに、グローバル化の進展を踏まえ、お互いの人権を尊重し多文化共生を推進する観点から、国際社会における男女平等の情報を府民に提供するなどの男女共同参画の取組を通じて国際社会から評価される大阪をめざす必要があります。

特に、大阪では、大都市圏の有する文化、産業、生活環境等を有効に活かして、女性が活躍する場は多くあり、また、女性をはじめ新たなチャレンジをしようとする人々に活躍の場を提供できる進取の気風や経済規模を有していることから、積極的に多様な人材の活躍を促進する取組を広げることにより、活力ある大阪を構築していく必要があります。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

大阪を将来にわたり活力あるまちとしていくために、女性をはじめ多様な人材の能力を活かし、政策立案や企業経営に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みづくりを進めていきます。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大、特に、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解の趣旨を踏まえ公的分野・学術分野・雇用分野における女性の参画促進に取り組み、女性がこれまで以上に活躍し、男女共同参画による大阪の活性化が図られるよう、社会や企業など組織の風土を変革していきます。

【具体的施策】

① 審議会等委員等への女性の参画の促進 【総務部、府民文化部等関係部局】

- ・平成 27 (2015) 年度までに、審議会等委員について、男女いずれか一方の委員が4割未満とまらない状態(女性委員の割合が4割以上6割以下)をめざすとともに、登用の取組状況について定期的に公表します。また、大阪府の行政委員会委員への女性登用に努めます。

- ・審議会等委員への女性の登用を進めるため、クォータ制をはじめ先進的な取組を調査研究し、登用を促進するための有効な手法について部局横断的に検討を行います。さらに、各分野で活躍する女性人材の情報について、データベースの充実等を図ります。
- ・大阪府内市町村についても大阪府と同様、審議会等委員への女性の登用が促進されるよう、市町村に対し助言、支援を行います。

② 大阪府職員・教員等における女性の登用の促進

〔総務部、教育委員会、人事委員会、警察本部等全部局〕

- ・大阪府の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を図るため、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置や職務分担に努めるとともに、原則として、10名以上の所属(室内課)に女性職員を配置することとし、全職場への女性職員の複数配置をめざします。また、職員のキャリア形成を支援し、男女ともに働きやすい職場環境づくりにつながる研修の充実を図ります。
- ・各職階への女性の登用を含め、女性警察職員の総合的な人材活用をめざした幅広い人事施策を進めます。
- ・女性教員の管理職への登用を推進するため、女性教員が学校運営を管理する職務等で経験を積み上げるようにするなど、人材の計画的育成に努めます。
- ・大阪府の女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表します。

③ 企業等における女性の登用の促進 〔府民文化部、商工労働部〕

- ・企業等において、女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、大学や経済団体等と連携して企業等における女性の登用状況等を把握し、今後の企業等における女性の活躍促進に向けた方向性を検討するとともに、男女共同参画を進めることが今後の企業等の成長、さらには社会経済の活性化につながるということを経営者層に周知します。
- ・女性が出産・育児等によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、人材育成や能力開発等への取組促進に向けた啓発や情報提供を行います。
- ・男女共同参画に意欲的に取り組む企業等を顕彰し、企業等における取組事例を集積・発信することにより、企業等における女性の登用促進に向けた取組の拡大を図ります。
- ・情報を制作・発信する分野に女性の参画が進むよう、メディアにおける女性の参画拡大に向けて周知・啓発を行います。

④ 理工系分野等の女性人材の育成〔府民文化部、教育委員会〕

- ・子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、府内大学等と連携するなどし理工系分野での先輩女性の活躍ぶりを紹介するロールモデルの情報提供を行います。
- ・子どもの将来の進路への関心理解を深めるため、さまざまな職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的な取組によってキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。

⑤ 医療分野における女性の参画の拡大〔府民文化部、健康医療部〕

- ・医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和を図りやすい勤務環境を実現するため、医療機関や医療関係団体等に対し、意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかけます。

⑥ NPO など地域で活動する組織等への女性の参画の促進

〔府民文化部、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部、教育委員会等関係部局〕

- ・NPOや自治会、PTA など地域で活動する各種団体において方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。
- ・男女がともに住みよいまちづくりを進めるため、都市計画や環境保全など、地域づくりやまちづくりに関わる政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。
- ・農業における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。

(2) 大阪の大都市圏の魅力や国際性を活かした男女共同参画

大阪には、約880万人の府民が暮らしており、また、多くの企業や商業施設、大学や研究機関、文化施設などが集積し、多様な人々の活動の場があります。また、NPOをはじめ多くの民間団体が子育て支援や国際貢献など様々な分野で活動を展開しています。さらに、グローバル化が進む中で、留学生や企業で働く在留外国人、国際結婚件数等も増加し、府では多様な文化や価値観を持った人々が活動、交流しています。

こうした大都市圏の持つ基盤を活かし、女性や外国人をはじめ社会を構成する多様な人々が、各々の能力を発揮し、職場、家庭、地域などで活躍できるように支援する取組を進めることにより、国際社会から評価される大阪をめざします。

また、大阪に住む人々、働く人々、訪れる人々や企業などにとって、より一層魅力のあるまちづくりを進めます。

【具体的施策】

① 女性や子育て世帯等に魅力あるまちづくり

〔政策企画部、府民文化部、福祉部、都市整備部、住宅まちづくり部、警察本部等関係部局〕

- ・ 駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等において、妊婦や親子連れの方などすべての人が利用しやすく、安心して外出できる環境づくりを推進するため、バリアフリー新法や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターやトイレのベビーシート、授乳室、おむつ交換場所等の整備を促進します。
- ・ 女性や子育て世帯等の安全・安心を確保する観点から、道路、公園、住宅などの整備・改修を促進するとともに、府域全域にわたる安全キャンペーン等の啓発を行うなど安全・安心を実感できる大阪の実現に向けた取組を推進します。
- ・ 子育て世帯等を対象とした府営住宅の募集を実施するなど、良質なファミリー向け住宅を提供します。また、子育て世帯等が円滑に民間賃貸住宅に入居できるようサポートします。
- ・ だれもが利用できるようにインターネットの活用をはじめ、マップ・情報冊子の配布、各種講座の実施など多様な手段を用いて、子育てに役立つ情報を提供します。
- ・ 大阪の持つ産業や商業施設の集積を活かし、大学やNPOなどと連携した取組により、女性や子育て世帯にとって魅力的なまちづくりが促進されるよう情報提供等の支援を行います。また、女性や子育て世帯の視点や感性を活かした新たな商品・サービスの開発やまちの活性化活動について情報提供等の支援をします。
- ・ 「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。
- ・ 被災時やその後の復興時に生じる女性をめぐる諸問題の発生を防ぐため、「大阪府地域防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。また、地域コミュニティにおいて防災思想の普及・徹底を図る役割を担う市町村が、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を推進するよう支援します。

② 女性起業家等への支援 〔府民文化部、商工労働部〕

- ・ 生活者としての経験や独自の視点を活かして、新たな事業を始める女性起業家や地域課題をビジネス的手法を用いて解決するNPO法人等の活躍事例を府民に情報提供することにより、女性起業家等を支援します。また、起業をめざす人がチャレンジする機会を持てるよう、情報交換や交流の場を設け、ネットワークを構築する仕組みを検討するなど起業希望者の支援に努めます。

③ グローバル化の進展の中での多文化共生をめざす男女共同参画の推進 〔府民文化部〕

- ・ グローバル化の進展を踏まえ、お互いの人権を尊重し多文化共生を推進する観点から、国際貢献を行う団体等と連携し、相互理解と交流の促進を図ります。
- ・ 国連の動きなど国際社会における男女平等に関する情報や、男女共同参画に関するグローバルな活動を行っている女性の情報を収集し、市町村や府民に情報提供します。
- ・ 府に滞在する外国人研究者や留学生に対し、府域の男女共同参画に関する情報提供に努めるとともに、男女共同参画施策に関する研修機会を提供します。さらに、発展途上国等の男女平等行政を推進する国際機関の取組に協力することにより、国際社会への貢献を行います。

2. 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものです。また、社会を構成する多様な人材の社会参画を進める上でも、さらには、労働生産性を高めるなど企業経営にも不可欠であり、その実現が求められています。

このため、働き方の見直しや多様な働き方への支援を進めるなど、働き続けやすい環境づくりを進めるとともに、多様なライフスタイルに対応した子育て支援や男女の生涯を通じた健康支援に取り組む必要があります。

特に、大阪は中小企業が多く、経営者が率先して取り組むことにより、柔軟な働き方等が大きく進む可能性があります。また、大阪では、近世から様々な町人文化が育まれるとともに、現在も、演劇や音楽等都市の有する多彩な文化を享受し、大都市圏の特性を活かした心豊かな生活を送ることが可能です。男女とも自らの意思により、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、仕事と生活のバランスについて多様な選択ができる社会をめざす必要があります。

(1) 男女とも仕事と生活の調和を図り、心豊かな生き方ができる環境の整備

少子・高齢化が進み、労働力人口が減少する中、雇用の場において能力と意欲のある女性を人材として積極的に活かすことができるよう支援していきます。また、府民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる大阪をめざし、男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と生活の調和を推進していきます。グローバル化が進展する中で企業が持続可能な成長を続け、活力ある大阪を実現するためにも、仕事と生活の調和の推進に取り組んでいきます。中小企業の多い大阪においてこそ、生産性の高い働き方への変革も含め、男女とも仕事と生活の両立ができる環境の整備に取り組みます。

【具体的施策】

① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境整備の取組促進

〔総務部、府民文化部、健康医療部、商工労働部、警察本部等全部局〕

- ・事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した事業所の先進的な取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- ・労働者が男女ともに仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、総労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実や子育て・介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、企業等に対して働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。
- ・経済団体や労働組合等と連携してワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、中

小企業も含め府内企業において働き続けやすい職場環境づくりの取組がより一層推進されるよう、仕事と子育ての両立支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める意欲のある企業の取組を応援するため、「男女いきいき・元気宣言登録制度」の充実や、府が行う公募型プロポーザル方式等の公共調達において男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価する等の具体的な方策を検討します。

- ・医療現場、警察業務など、長時間労働等の厳しい就労環境にある職場において、仕事と生活の調和の実現に向けた取組が促進されるよう、就労環境の改善等に向けた先進的な取組を情報提供するとともに、働き方の見直しに向けた啓発等を行います。
- ・大阪府では、時間外勤務の縮減を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「大阪府特定事業主行動計画～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」(平成23年1月策定)による両立支援策を実施し、男女がともに子育てに参画する重要性を啓発し、男性職員の育児等にかかる休暇制度の取得促進を図るなど、職員が男女ともに家庭責任を担いながらも働きやすい職場環境づくりを行います。

② 出産、子育てのための退職後の再就職の支援 【商工労働部】

- ・出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。

③ 男女雇用機会均等の更なる推進

【総務部、府民文化部、商工労働部、教育委員会、警察本部等全部局】

- ・男女が均等な雇用機会を得、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行います。
- ・各種調査の実施により、賃金・就労形態など女性労働者の実態把握に努めるとともに、同一価値労働同一賃金原則に係る労働の評価のあり方や賃金格差是正を図る方策等の情報を収集し、提供に努めます。
- ・中小企業をはじめとする企業において、ポジティブ・アクションが推進されるよう啓発を行います。また、積極的にポジティブ・アクション等の取組を行っている企業を顕彰するとともに、先進事例を収集し、府民に提供します。
- ・女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。

- ・企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組が進むよう、男女雇用機会均等法及びセクシュアル・ハラスメント防止のための指針を、事業主、労働者等へ周知します。また、事業主等に対し、事後対応を含めたセクシュアル・ハラスメント対処方策についての情報提供を図り、事業主と労働者を対象とした労働相談を行うとともに、個別労使紛争解決に向けた調整等を行います。
- ・大阪府において、セクシュアル・ハラスメント防止対応指針の徹底、研修の実施、相談窓口の設置などにより、セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けての取組を行います。

④ 多様な働き方への支援 【府民文化部、商工労働部、環境農林水産部】

- ・フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ、「パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。
- ・在宅で働く者の権利が十分に守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅ワークに関するポータルサイトの運営などにより、ITを活用した各種の情報提供等を行います。
- ・農業、自営業における従業者の実態把握や仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、仕事と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の普及や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、男女がともに子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、「社会全体で子育てを支えていく」という考え方に立ち、保育サービスの充実等仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援、男性の家事・育児等参画の促進等を進めます。

【具体的施策】

① 子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進

【府民文化部、福祉部、健康医療部】

- ・待機児童の解消に向けて、保育所等の入所枠の拡大を促進するとともに、保護者の就労形態やニーズに応じて、延長保育、病児・病後児保育、夜間・休日保育、特定保育等、多様できめ細かな保育サービスの提供を促進します。

- ・共働き世帯が長時間、安心して幼稚園に子どもを預けられるよう、幼稚園において、教育時間終了後も引き続き園内で過ごせる預かり保育や休日、夏休み保育など幼稚園の保育サービスの拡大を推進します。
- ・放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営の充実を図る市町村の取組を支援します。
- ・保育所、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもの優先入所を促進します。
- ・病院内保育所運営事業への助成制度等の活用を通じ、病院内保育所の更なる充実を図ります。

② 地域における子育て支援策の充実

〔府民文化部、健康医療部、福祉部、都市整備部、教育委員会、警察本部〕

- ・子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、福祉、保健・医療、教育、警察等の専門機関が、実践研修の実施等に努め、地域の関係機関と連携、協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。また、子ども家庭センター、保健所・市町村保健センター、保育所、幼稚園、学校などの各機関と、府民に身近なNPO、ボランティアが連携し、地域で気軽に相談できる多様な相談窓口の整備を進めます。
- ・地域福祉・子育て支援交付金を活用し、市町村が創意工夫を凝らし、住民ニーズに沿った施策を展開できるよう支援を行います。
- ・幼稚園において、地域の子育て支援センターの機能を活用し、子育て支援や、保護者同士あるいは世代を超えた交流の場づくり・機会づくりを推進します。
- ・子ども家庭センターが市町村と連携し、孤立しがちな家庭、専門的な支援を要する家庭等の見守り・支援を行います。
- ・学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。
- ・子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。
- ・「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。

③ 子どもの保健・医療の推進 【健康医療部】

- ・ 妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療をはじめとする医療提供体制の体系的整備を行うとともに、小児科医の医療機関情報などの情報を提供するほか、各種医療相談を充実します。
- ・ 市町村における妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健師等による保健指導・訪問指導や、疾病の予防・早期発見、障がいの受容についての支援、育児不安・アトピーなどのアレルギー疾患等への相談指導などの推進を図ります。

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものであり、男女とも心身及び健康について、知識・情報を得て主体的に行動し健康を享受できるような取組を進め、男女双方の生涯にわたる健康支援を進めていきます。特に、女性は、妊娠・出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意して施策の展開を図ります。

男女とも平均寿命が伸びていますが、大阪府は全国の中でもがん死亡率が高いことから、がん等の検診受診率を高め、積極的に予防に取り組み、早期発見、早期治療に取り組みます。また、昨今、職場での長時間労働、様々なストレス等からうつ病や自殺などの増加が問題となっています。男女を問わず、心身ともに健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しなどに取り組みます。

こうした状況を踏まえ、男女双方の、その中でも特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進します。

【具体的施策】

① 生涯を通じた男女の健康の保持増進等

ア 生涯を通じた男女の健康の保持増進 【健康医療部】

- ・ 生涯を通じた健康の保持増進のため、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等を推進します。
- ・ 女性の妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産等に関わる男女双方の責任意識について啓発するとともに、男女が自らの健康状態に対して、主体的に考え、行動することにより、健康を享受していくことができるよう、情報提供・相談体制の整備、意識啓発を行います。
- ・ 女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る観点から、保健所・市町村保健センターの保健師等に対する研修を充実します。

- ・自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、自殺者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状に鑑み、中高年の男性及びその周囲の人を中心に自殺予防に関する啓発活動を推進します。
- ・食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。

イ 性に関する適切な情報の提供と性教育の推進 【福祉部、健康医療部、教育委員会】

- ・自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた性教育を実施します。
- ・女性が主体的に妊娠・出産等に関して適切に自己管理を行うことができるよう、正しい情報を提供します。

② ライフステージに応じた健康対策の推進

ア 思春期における保健対策の推進 【福祉部、健康医療部】

- ・自ら主体的に考え、健康を享受するという観点から、自分の成長を阻害し、将来の健康に影響を与える食生活の乱れや拒食・過食等の予防を図るため、保健所等において望ましい食生活に関する知識の普及や相談を行います。
- ・性感染症やH I V／エイズについて、正しい知識の普及・啓発、早期受診と治療の徹底、相談・検査・医療体制の充実などにより、予防から治療までの総合的な対策を推進します。
- ・思春期における性行動の低年齢化の現状等が、性感染症などの健康障がいや次世代への影響も及ぼしかねない問題との理解を深めるため、思春期の男女双方に家庭、地域等の連携による啓発普及や相談等を行います。

イ 妊娠・出産等に関する健康支援 【健康医療部】

- ・安全で安心な妊娠・出産を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を図ります。
- ・かかりつけ医をもたない未受診妊産婦等の休日・夜間等の救急搬送に対応する体制を確保します。
- ・「妊婦健診未受診」や「望まない妊娠」を防止するため、女性のからだや性の悩みに対応する相談等を行い、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保します。

- ・不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報の提供や相談事業を実施するとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成し、支援を行います。

ウ 成人期・高齢期における健康づくりの推進

〔府民文化部、福祉部、健康医療部、商工労働部〕

- ・更年期うつなど更年期障害の症状の改善を図るため、医療相談や医療情報の提供に努めます。
- ・疾患の罹患状況が男女で異なるため、性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）や、骨粗しょう症など女性に多く見られる疾病を予防するため、検診の受診や疾病に関する正しい知識についての啓発を行います。
- ・乳がんについては、早期発見のため、自己検診法の普及に努めるとともに、検診機関のマンモグラフィ設備に助成することや、検診従事者の養成を図るなど検診体制の整備を促進し、受診率と検診の精度を高めます。
- ・心身の健康の保持増進の観点から、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。
- ・だれもがいつでも気軽に運動できる場を提供するとともに、健康づくりを意識した運動を、生涯を通じて習慣づけることについての啓発を行います。

エ 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進 〔健康医療部、警察本部〕

- ・妊娠に関連した異常やがんなど喫煙が健康に及ぼす影響についての知識の普及を行い、禁煙を望む人を増やすとともに、禁煙サポートを推進します。また、公共の場など多数の者が利用する空間や職場での禁煙の徹底を図るなど受動喫煙の防止を推進します。さらに、未成年者の喫煙防止と喫煙習慣化を防止する教育を推進します。
- ・妊娠中の胎児への影響をはじめ飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒について知識の普及を行います。また、未成年者の飲酒に関する問題に対処します。
- ・乱用薬物の供給を遮断するとともに、薬物乱用を未然に防止する教育・啓発を行います。また、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境の形成を進めます。

③ 働く男女の健康管理対策の推進 〔商工労働部〕

- ・職場における健康管理を進めるため、労働安全衛生法の周知や職場のメンタルヘルスに関する啓発を行います。また、中小企業等において、職場のメンタルヘルス対策を推進する人材の養

成を図るため研修を行います。

- ・妊娠・出産に関わる機能の保護について、企業等の事業主に啓発を行うとともに、健康管理に関する情報提供を充実します。

3. セーフティネットの充実

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、買売春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で女性に対する暴力の根絶に向けた取組が必要です。

また、トラフィッキング（人身売買）禁止条約等国际的な女性を取り巻く課題の周知啓発や女性の人権を尊重した表現の推進が必要です。

社会経済情勢の変化の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層へ広がっており、特に、相対的貧困率は女性の方が高いことも踏まえ、様々な課題を抱える人々の課題解決のための支援、ひとり親家庭や障がい児への支援、子育て家庭への経済的負担の軽減が必要です。

高齢者が自立し、安心して暮らせる社会が実現できるよう、男女共同参画の視点に立ち、高齢者福祉の充実と就業促進に対する取組が必要です。

障がい者が地域で安心して生活できるよう、男女それぞれへの配慮を行いつつ、障がいのある人もない人も共に生活し活動することができる社会の構築に向けて、障がい者福祉の充実と就労支援の取組が必要です。

グローバル化の進展により、外国人が増加していることも踏まえ、言語の違い、文化・価値観の違いや地域における孤立などの困難な状況にある在住外国人等への支援が必要です。

また、施策の推進にあたり、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることへの留意が必要です。また、性同一性障がいなどを有する人々、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などに対し、人権尊重の観点からの施策の推進についての配慮が必要です。

大阪では、福祉や人権、教育などの分野において多様な人々の活動により、地域におけるネットワークが形成され、セーフティネットとして機能してきました。個々の支援・相談ネットワークの活性化やネットワーク間の連携を図ることにより、様々な課題を有する人々の支援につながる、大阪らしいセーフティネットの充実が必要です。

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は女性の間としての尊厳への侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力根絶に向けた取組を一層強力に推進していきます。また、メディアや企業を巻き込み機運を盛り上げるなど、府民啓発を進めます。

さらに、国際社会では、男女平等に向けた様々な取組が進められており、トラフィッキング（人身売買）禁止条約等について府民の理解を深める取組を進めます。

【具体的施策】

① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進

【府民文化部、福祉部、教育委員会等関係部局】

・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にシンボルとなるパープルリボンの啓発等による配偶者

等からの暴力（DV）防止啓発キャンペーンを行うなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発活動等を推進します。

- ・女性や子どもの人権尊重やエンパワーメントのための教育を進めるとともに、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう暴力を予防・防止するための啓発や教育に努めます。
- ・性犯罪や配偶者等からの暴力（DV）の防止や被害者の救済等を担う行政、教育、司法、医療など関係者への啓発等を行います。
- ・女性に対する暴力について、関係する女性関連施設をはじめ、保健・福祉・医療・警察、NPO・地域住民など幅広い関係者による取組を推進するための連携体制を充実します。また、関係する機関が連携し、相談体制の充実やその周知等の取組を効果的に推進するとともに、関係機関の職員や教員等に対する研修を充実します。

② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進

ア 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進 【府民文化部、福祉部、警察本部等関係部局】

- ・平成 21 年 5 月に策定した「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、相談、保護から被害者の自立支援等までの総合的な被害者支援を実施するため、各種施策の充実を図ります。また、関係機関職員の研修を充実し、その資質向上を図ります。
- ・「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」等を運営し、市町村も含めた関係機関の連携強化を図ります。また、シェルターの運営等に取り組むNPO等の民間団体と緊密な連携を図りながら、被害者支援を協働して推進します。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用とその周知を図るとともに、法に触れる行為については、被害者の意思を踏まえ、適切に判断して検挙する等の対応に努めます。
- ・恋人間の暴力（デートDV）を防ぐため、若年層を対象とした啓発や教育機関と連携した取組を行います。
- ・府内市町村に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について、助言等の支援を行います。

イ 性犯罪への対策の推進 【府民文化部、警察本部】

- ・凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処

するため、強姦罪等の法定刑の引き上げなどを定めた平成 16(2004)年の刑法改正の趣旨を踏まえ、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図ります。

- ・被害者が相談や被害申告をしやすい環境の整備等、性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進します。
- ・被害者支援に関わる機関、団体等が連携し、被害者が被害直後から総合的な支援を継続的に受けることができる支援体制の充実を図ります。
- ・被害者の心情に配慮した事情聴取やカウンセリングの実施等による精神的ケアの充実等、被害者の精神的負担の軽減に努めます。
- ・女性に対する性犯罪を防止するための環境作りを推進し、性犯罪を起こさせない社会づくりのための広報啓発や被害防止のための情報発信などを行います。

ウ 買売春・人身取引への対策の推進 **〔福祉部、警察本部〕**

- ・買売春と人身取引による女性や児童の被害を未然に防ぐため、啓発活動の推進や取締りの強化を図るとともに、更生保護が必要な場合には、婦人保護事業により適正な保護を行うなど、買売春と人身取引の防止に向けた取組を推進します。

エ ストーカー行為等への対策の推進 **〔府民文化部、警察本部〕**

- ・ストーカー規制法を適切に運用し、ストーカー行為等への厳正な対処を図ります。
- ・相談体制の充実を図るとともに、どのような行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者もつきまとい等があった場合は法の対象となりえること等についての情報が伝わるよう周知啓発活動を推進します。

オ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

〔府民文化部、商工労働部、教育委員会〕

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対する啓発を強化するとともに、事業主と労働者を対象とした労働相談を行うとともに、個別労使紛争解決に向けた調整等を行います。
- ・教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や周知、管理職をはじめとした教職員の研修の充実等を図ります。

- ・職場、学校のほか、地域等の社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントについても防止のための取組が進められるよう啓発活動等を推進します。

③ 国際的な女性を取り巻く課題の周知啓発 【府民文化部】

- ・トラフィッキング（人身売買）禁止条約等国際社会での女性を巡る課題についての情報を収集し、学校関係者等に周知するほか、市町村等を通じて男女共同参画分野で活動するNPOなどの団体や府民に情報提供します。

④ 女性の人権を尊重した表現の推進 【府民文化部、警察本部等全部局】

- ・メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、メディア側の自主的な基準作りが進むよう、国や他の地方公共団体と連携して働きかけていきます。
- ・府が行う広報・出版については、府民向けに広く情報発信されるため社会に与える影響が大きいことを考慮し、広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を活用した取組を進めます。
- ・メディアを通じたわいせつ情報に対して、関係法令の適用による取締りを進めます。

(2) 様々な困難を抱える男女や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

社会経済情勢の変化の中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られないことや、地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、配偶者等からの暴力（DV）や児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題であることから、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

また、施策の推進にあたり、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して施策を展開します。

さらに、性同一性障害などを有する人々、男女を問わず性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由として困難な状況に置かれている場合に対し、人権尊重の観点から施策の推進について配慮しながら展開します。

【具体的施策】

① 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援の強化

【府民文化部、商工労働部、住宅まちづくり部、教育委員会等関係部局】

- ・様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、関係部局の連携を図るとともに、市町

村や地域福祉の支援人材、民間団体等と連携した取組を進めます。

- ・身近な相談窓口の情報など各種支援情報について、生活困難等に直面する人々に届くよう、市町村や民間団体等と連携して情報発信をします。

② ひとり親家庭や障がい児への支援

【福祉部、商工労働部、教育委員会】

- ・平成21（2009）年に策定した「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」に基づき、母子家庭等ひとり親家庭の自立支援策等を計画的に推進するとともに、市等が実施する事業が円滑に進むよう、他市等の施策の取組状況について情報提供するなどの支援を行います。
- ・障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが、地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健、医療等の支援を行います。

③ 子育て家庭の経済的負担の軽減【府民文化部、福祉部、住宅まちづくり部等関係部局】

- ・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、教育費や医療費など、子育てに関する費用の助成等を行います。

④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進

ア 高齢者福祉の充実及び就業促進 【福祉部、健康医療、商工労働部】

- ・介護保険に関する府民の理解を深めるため、国や市町村と連携しながら広報に努めます。
- ・「ふれあいおおさか高齢者計画 2009」に基づき、介護サービス基盤の充実を図ります。
- ・介護サービスを安心して利用できるよう、市町村を中心とした、身近な相談・苦情対応窓口の整備を進めます。
- ・利用者の視点に立ったサービスの提供が確保されるよう、事業者・施設に対する適切な指導・監査を行います。
- ・高齢者が介護を要する状態にならないよう、また、状態が悪化することがないように介護予防を図るとともに、自立した生活を確保するための生活支援サービスの充実を図ります。
- ・高齢者福祉サービスを提供する人材の専門性を深めるとともに、人権意識の高揚に努めるなどその資質の向上に努めるとともに、就労あっせん、人材の掘り起こしなど、高齢者福祉サービスに従事する人材を確保します。

- ・高齢者の就業意欲や技能を活かし、労働を通じて社会を支える側に立つとともに、生きがいをもって働くことができるよう、国や市町村など関係機関との連携を図りながら、就業機会の確保・拡大に努めます。

イ 障がい者福祉の充実及び就労支援 【福祉部、商工労働部】

- ・障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスや就労支援の充実を図ります。

⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり 【住宅まちづくり部】

- ・府営住宅について、今後ともだれもが安心して生活できる「あいあい住宅」の供給を進めるとともに、バリアフリー化を推進するなど、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を整備します。

⑥ 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

【府民文化部、福祉部、健康医療部、商工労働部、教育委員会等関係部局】

- ・障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して施策を推進します。
- ・在住外国人女性を支援するため、外国語による情報提供や相談体制を整備し、また多様な分野の相談に応じられるよう、民間の相談機関との連携を図ります。
- ・女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合の課題解決については、市町村が身近な地域で取り組む総合的な相談体制を支援します。
- ・男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発に取り組みます。

4. 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画

社会的な制度や慣行の中には、一見すると性別による差を設けていない場合でも、結果的に男女に同じように機能せず、府民の意識に影響を与えている場合があります。社会の様々な場において、性別による固定的な決めつけにより、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会が奪われることがないような男女共同参画社会の形成に向けて、より多くの府民に、理解と共感を広げるような取組が必要です。

若年層女性の一部には固定的な性別役割分担を肯定するなどの傾向が見られますが、固定的な性別役割分担により、社会の様々な場への参画や個人の活動の自由な選択が制限されることのないよう、男女共同参画社会の形成の必要性について若年層の理解を得ることが重要です。

また、男性に対しては、男女共同参画社会を進めることにより男性にとっても暮らしやすい社会につながるという理解を深めるとともに、次世代を担う子どもたちが、健やかに成長し、個性と能力を発揮していけるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるような取組が必要です。

大都市圏である大阪では、多様な人々が活動しており、それぞれの能力を発揮するダイバーシティの考え方が昔から息づいています。男女を問わずだれもが、能力を発揮できる社会の実現が必要です。

子育てをしている男女や子どもが安心して暮らせる社会、女性が元気に活躍できる社会は、男性も含めすべての人にとって住みやすい社会であるという男女共同参画がめざす社会の方向性を府民に伝えていくことが重要です。男女を問わずだれもが、能力を発揮できる社会の実現が必要です。

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組の推進

男女共同参画社会の実現が、一人ひとりにとって、もっと身近な問題として捉えられるよう、より多くの府民に理解と共感を広げるよう取組を進めます。

特に、男性にとって男女共同参画が自分自身にかかわる重要な問題であるとの認識が深まるよう取り組むとともに、さらには、企業経営者など組織の指導的な立場に多数を占めている男性への啓発に取り組みます。

また、次世代を担う子どもたちが、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めていきます。さらに、ひとり親家庭の子どもや虐待を受けている子どもたちへの支援など、安全・安心に暮らせる環境の確保に向けた取組を進めます。

【具体的施策】

① 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

ア 男女平等を進める教育・学習の推進 【府民文化部、教育委員会】

- ・男女共同参画社会を実現する上で、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進します。

- ・学校での教科指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。また、家庭科教育の充実や総合的な学習の時間の活用に取り組みます。
- ・卒業後の進路決定だけではなく、子どもたち一人ひとりの内面の成長・発達を促し、将来にわたり男女を問わず一人の社会人・職業人として自立していく力等を育む、いわゆる「キャリア教育」を推進します。
- ・男女共同参画について教職員自身の正確な理解が深まるように、参加・体験型の研修を取り入れるなど、教職員研修の工夫・改善を図ります。
- ・学校において、授業中はもちろんのこと、教育活動の様々な部分において、決めつけによる固定的な男女の役割分担意識によって、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うとともに、教職員研修の充実に取り組みます。
- ・校長、教頭などの管理職には男性が多いことから、女性教職員が学校運営の中心的な職務等で経験を積めるようにするなど、人材の育成に努め、管理職登用を計画的に推進します。

イ 家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進

〔府民文化部、福祉部、教育委員会〕

- ・保育所、幼稚園、保健所、市町村保健センター、図書館、公民館などの施設関係者をはじめ、子どもに接する様々な関係者や保護者等を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の充実や意識啓発に努めます。

② 子どもの安全・安心に向けた取組の充実

ア 児童虐待等への対応 〔福祉部、健康医療部、教育委員会、警察本部〕

- ・虐待対応の中心的な役割を担う子ども家庭センターの体制強化を進めるなど、虐待の予防・早期発見・早期の適切な対応に努めます。また、教育・医療・保健・福祉の関係者の資質向上を図るとともに、地域におけるネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化などの市町村との連携や市町村への支援を充実します。
- ・小・中学校における児童虐待への対応については、学校外の専門家等と連携したチーム支援を行うとともに、教育相談窓口を周知するなど、市町村においても支援体制が構築されるよう働きかけます。
- ・医療的ケア等が必要な子どもの保護者に対し、虐待予防の視点をもってきめ細かな養育支援を行います。

- ・児童虐待危機介入援助チームや、保護を要する子どもの総合的な権利擁護システムの適切な運用により、虐待などの権利侵害に対応します。
- ・児童相談所等の関係機関との緊密な連携による児童の安全確認・安全確保を最優先とした取組を推進します。

イ 子どもの安全・安心の確保 【政策企画部、福祉部、教育委員会、警察本部】

- ・犯罪等の被害を防止するため、小学校の余裕教室等を活用した地域安全センターの設置など、地域防犯ネットワークを構築するとともに、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進します。また、市町村や関係機関と連携を図り、効果的な学校安全体制の構築を支援します。
- ・携帯電話・インターネット上でのいじめ等に対し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう取組を推進します。
- ・児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図ります。
- ・「大阪府青少年健全育成条例」等関係法令に基づき適切に対応するとともに、関係機関・団体等と連携して、青少年を取り巻く社会環境を整備するための啓発活動等の対策を推進します。
- ・インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有する「フィルタリングソフト」、「フィルタリングサービス」の普及・啓発を通じて、高度化した情報通信技術を用いた青少年の健全な成長を阻害する有害情報に接することを防ぐ取組を進めます。
- ・子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理治療等を要する子どもへの対応、非行の背景となる虐待や経済的困難等複雑な問題を抱える家庭の調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点を置いた支援を行います。
- ・子どもが健全に育つため、学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシー向上の取組を進めます。

③ 男性にとっての男女共同参画の推進 【府民文化部、商工労働部、教育委員会】

- ・心身の健康の保持増進の観点から、とりわけ男性の長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。
- ・育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例を紹介することにより、男性の

育児・介護、地域活動等への参画を促進するとともに、男性の家事・育児等への参画に関する社会的な評価を高めていきます。

- ・男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男性が家庭や地域生活へ積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組みます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村に働きかけます。
- ・中・高校生を対象とした育児体験学習の実施を進めます。
- ・男性が抱える悩みについての相談ニーズを把握し、今後の対応方策を検討します。

(2) 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けての府民意識の形成には、昨今の社会情勢の変化なども踏まえながら、その影響を分析しつつ、若い世代における就職難や非正規雇用の問題、中高年層における親の介護など、男女共同参画にかかわる問題が、それぞれの自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができるよう取組を進めます。

また、企業経営者など組織の指導的な立場にある人や社会的に影響力のある人を対象とした啓発を実施するとともに、地域、学校、職場など様々な場において、市町村や企業、大学、経済団体、NPO等と連携して効果的な広報啓発に取り組みます。

【具体的施策】

① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進 【府民文化部、商工労働部等】

- ・若い世代には子育てや就職難、中高年層には親の介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができる取組を進めます。
- ・男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等月間等の多様な機会を通じて、市町村や企業、NPOとの協働による啓発活動を行います。また、先駆的な取組の顕彰や、様々な分野で活躍する女性の紹介など、工夫をこらし効果的な啓発活動を行います。

② 企業経営者やオピニオンリーダー層の意識啓発 【府民文化部等】

- ・企業経営者など組織の指導的な立場にある層や社会的に影響力の大きい層に対し、重点的に啓発を行います。また、効果的な広報啓発を行うため、市町村、企業、大学、経済団体、NPO等との連携により、府民啓発キャンペーンなどを行います。

③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保

ア 自己実現を可能にする学習機会の確保 【府民文化部】

- ・男女の学習機会の充実を図るため、男女共同参画関連施設などにおける講座について、性別や年齢などにかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮します。

イ 女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実 【府民文化部】

- ・女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけるため、相談事業を実施するとともに、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する、生涯にわたる学習機会を充実します。また、男女共同参画に関する法律を理解し活用する能力の育成を支援するための学習機会の拡充や情報提供に努めます。

④ メディアを活用した男女共同参画の推進 【府民文化部、警察本部】

- ・メディアの発信する内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力を身につけるためのメディア・リテラシーの向上に向けた取組を進めます。
- ・新聞やメディアからの積極的な情報発信を進めるため、男女共同参画に関心を寄せているジャーナリストに情報提供する仕組みを検討します。

⑤ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供 【府民文化部等全部局】

- ・社会における男女が置かれている状況を客観的に把握するため、各種統計・調査は、性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とします。
- ・男女共同参画社会の形成に資するため、府民意識調査その他の各種の調査を実施するとともに、大学等と連携し、「M字型カーブ」の要因分析や、家庭における家事、育児、介護等についての社会的評価方法など、男女共同参画にかかる調査・研究を進めます。
- ・統計や調査・研究の結果を、講座の開催や各種媒体による提供を通じて、広く府民に還元します。また、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）などにおいて、男女共同参画に関わる各種の情報を収集し、提供します。

5. 地域力アップへの支援

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、地域の力の再生につながり、府民の豊かな生活の基礎となるものです。

身近な地域においては、多くの女性が地域の力の担い手として活躍しています。また、地域における様々な課題の解決に向けて、民間団体や地域のネットワーク等との連携が進められています。

今後は、例えば、子育てに関心や経験のある住民に対し、子育て支援等の地域活動への参画を促すなど、それぞれの地域が有する潜在的な力を十分に活用し、地域での男女共同参画を一層推進することにより、活力ある地域社会づくりを進める必要があります。

特に、大阪では、地域において、これまで、市町村や民間団体等が連携して、生活困難や児童虐待などの問題を解決するために、様々な支援等の取組を展開してきました。

さらに、「校庭の芝生化」の取組を通じて、地域で芽生えつつある動きを本格化させ、人と人との信頼関係、ネットワークの構築といったソーシャル・キャピタルの形成により、独居高齢者、児童虐待など、都市が直面する様々な課題を乗り越える「地域力の再生」に向けた取組も進められているところです。

今後、こうした地域力の再生が一層進むよう、男女がともに各々の能力を活かして地域社会に参画し、新しい公共の創造など官民が連携して先導的な事業を進めていくことが必要です。

(1) 地域の「元気力」アップ

少子高齢化や経済の低迷などの社会経済情勢の変化や府民ニーズの多様化により、防犯や子育て、福祉、教育など様々な分野で解決すべき多くの問題が生じ、行政単独では対応が難しい状況となっています。都市化や核家族化が進み、隣人とのコミュニケーションが少なくなっていることも影響して、子育てや親の介護で孤立し悩みを抱える人も男女を問わず多くなっています。

こうした中、地域住民や企業、NPOなどが自治体と連携して、「地域力の再生」に取り組み、各々の地域における男女共同参画の課題（子育て、健康づくり等）の解決に努めます。また、性別にかかわらず、地域住民と市町村、NPO等が力を合わせた地域の課題の解決や魅力づくりに向けた取組を支援します。

【具体的施策】

① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり 【府民文化部等関係部局】

- ・「校庭の芝生化」など地域住民による学校を拠点とする取組を進めるとともに、子どもの安全対策や健康づくり、地域の福祉の互助的な活動など、学校、家庭、地域が連携した活動を通じて、地域の課題を地域の男女が協働で解決していく「地域力」の再生をめざした取組を促進します。
- ・防犯活動、子育て支援活動等の地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう、情報の提供を行います。

- ・地域に求められる人材、能力の確保に向け、研修等の人材の育成や人材のマッチング方策等の検討を行います。

② 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進【府民文化部等関係部局】

- ・地域において行われている男女共同参画の課題の解決や魅力づくりに向けた取組について、情報発信します。
- ・男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援します。
- ・男女共同参画にかかわる様々な問題に取り組んでいる団体・グループ、NPO等の活動が活性化するように、情報提供をはじめ情報交換や活動の拠点となる場や機会を提供するなど、その活動を支援します。

数 値 目 標

■府民の意識及び行動等に関する指標（アウトカム指標）

指 標 名	現状値	目標値 (H27)
社会での女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合	—	100%
男女ともに働き続けやすいまちだと思う府民の割合	—	50%以上
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する府民の割合	56.3% (H16) (平手で打つ) 48.4% (H16) (なぐるふりをして、おどす)	100%
男性の子育て・介護への参画が以前より進んだと思う府民の割合	—	50%以上
地域活動が以前よりも活発化していると思う府民の割合	19.1% (H22)	50%以上
「女子差別撤廃条約」の周知度	16.0% (H21)	50%以上
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の周知度	22.5% (H21)	50%以上
配偶者暴力相談支援センターの周知度	21.6% (H21)	50%
「男女共同参画社会」の周知度	44.1% (H21)	100%
ひったくり発生件数	認知件数 2,136 件 (H22) 女性 89.8% 男性 10.2%	全国ワースト1 返上の持続
自殺死亡者	2,079 人 (H21)	1,500 人以下 (H24)
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	88.1% (H21)	100%
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 14.9% (H21) 子宮がん 18.3% (H21)	50%以上 (H24)
食育に関心を持っている府民の割合	88.5% (H22)	95% (H23)

(注) 現状値のないものについては、現状値を把握した時点で目標値を見直すことがあります。

■施策の推進に関する指標（アウトプット指標）

指標名	現状値	目標値（H27）
府における審議会等の女性委員の割合	36.0% (H22. 4. 1)	40%以上 60%以下（※1）
府における10名以上の所属への女性職員配置率（※2）	89.0% (H22)	100% (—)
府営公園のバリアフリー化	34% (H21)	46% (H26)
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	210社 (H22)	300社
保育所入所待機児童がいない市町村数（※3）	21市町村 (H22. 4. 1)	39市町村 (H26)
通常保育事業（保育所入所児童枠）（※3）	70,933人 (H21)	75,038人 (H26)
放課後児童健全育成事業（クラブ数）（※3）	640クラブ (H21)	711クラブ (H26)
放課後子ども教室の実施（※3）	473/528小学校区（H22）	全小学校区
病児・病後児保育事業（病児対応型） （※3） （病後児対応型） （体調不良児対応型）	12か所（H21） 27か所（H21） 155か所（H21）	17か所（H26） 38か所（H26） 197か所（H26）
週5日以上預かり保育事業に取り組む幼稚園	381園 (H21)	410園 (H26)
預かり保育延長推進（5時間以上）に取り組む幼稚園	144園 (H21)	173園 (H26)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定市町村数	4市町村 (H22. 4)	30市町村
市町村における配偶者暴力相談支援センター数	—	6箇所
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	66.2% (H22)	全国平均以上 (H25)
府における男性職員の「育児参加休暇」取得者率	35.3% (H21)	70% (H26)

※1 男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態をめざします。

※2 一般行政部門を対象、警察除く。

※3 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く。

第4 男女共同参画社会の形成に向けて（計画の推進）

1. オール大阪での取組の推進

- ・府民に理解と共感を広げながら、男女共同参画の取組を進めていくため、男女共同参画に関する多様な府民によるネットワークを拡充し、情報の共有化等の取組を進めます。
- ・大阪府をはじめ、市町村、男女共同参画センター・女性センター、NPO、大学、企業、経済団体、労働組合、関係団体等が連携・協働して取り組むよう、大阪府が中心となり、オール大阪による推進を図ります。
- ・大阪では、地域の住民や地域の専門家等が市町村と連携して子育て支援や介護のサポートを行うなど、これまで福祉をはじめ様々な分野で民間と行政で培ってきた実績やノウハウの蓄積があることから、行政相互間も含め、地域において、これまで以上に幅広い団体と連携する仕組みを創り、効果的な施策の展開を図ります。

2. 推進体制の強化

(1) 連携体制の一層の推進

- ・市町村、男女共同参画センター・女性センター、NPO、大学、企業、経済団体、労働組合等とのネットワークを構築するとともに、共通テーマを設定し、一体となった取組を進めます。
- ・企業経営者をはじめ、各界の指導者層によるトップダウンの取組を一層促進します。
- ・NPO等との連携の強化を図り、「新しい公共」の創造に取り組むネットワークの構築を図ります。
- ・これまで活用してきた「大阪府女性基金」について、府民から広く協力を得て、DV防止等男女共同参画施策の充実のため一層の活用を図ります。

(2) 行政の推進体制等の強化・充実

- ・大阪府のあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れていくため、知事を本部長とする大阪府男女共同参画推進本部のもと、本計画に基づき、施策の効果的な推進を図ります。
- ・国、府、市町村、他府県の相互連携の強化を図ります。
- ・大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）について、男女共同参画を推進するための拠点施設として、更なる機能の充実強化を図ります。
- ・関西の国際機関、例えば、国連の女性関連の4機関（国連女性開発基金等）が統合して設置されたUN WomenやJICA（独立行政法人国際協力機構）等との連携により、市町村や国際貢献を行うNPO等に対し、海外の先進的取組に係る情報交換の場を設けるなど、男女共同参画に関する国際的な情報収集と分析機能の充実を図ります。

第5 計画の進行管理

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、大阪府男女共同参画推進条例に基づき、施策の実施状況等を毎年取りまとめ、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、苦情処理制度を適切に運用します。

この計画の推進状況を把握するため、前記「第3 施策の基本的方向」で掲げた数値目標について、各年の状況を把握し、公表します。

また、男女共同参画の状況を見るため、府民にわかりやすい基本的な指標（「大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標」）を設定し、適宜その状況を公表します。

なお、今後の社会経済状況の変化や府民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を検討します。

大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標

指標名	
社会参画	審議会等における女性委員の登用状況の推移
	大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移
	地方議会における女性議員の割合の推移（女性立候補者の割合の推移）
	学校における管理職に占める女性の登用状況
	女性の管理職比率（雇用者のうち「管理的職業従事者」に占める割合）
	団体等における女性の登用状況（自治会長に占める女性の割合等）
社会環境	職場における男女の平等感
	雇用形態別有業者数
	年齢階級別女性の潜在的就業率
	待機児童数等の推移
	育児休業を取得している人の割合
	年次有給休暇の取得率
	性別、年齢階級別平均週間就業時間
	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間
	男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと
	高等教育機関への男女別進学率
	府内大学の理工系学部（※理学、工学分野）の女子学生の割合
女性の人権が尊重されていないと感じること	
府民意識	男女平等の現状認識（社会全体）（社会通念・慣習・しきたり）
	好ましい女性の生き方について
	子どもに受けさせたい教育程度

参考

用語解説

(※五十音順)

用 語	解 説
新しい公共	教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに、行政だけでなく地域住民や企業等も参加し、多様なサービス提供主体が地域の諸課題に取り組もうという考え方。具体的には、これまで行政が担ってきた業務や行政だけでは実施が困難だった業務を、NPO 法人や社会福祉法人、学校法人、公益法人などが積極的に公共的なサービスの提案・提供主体となって、医療、福祉、教育、子育て、文化などの身近な分野で共助の精神で行う仕組み、体制、活動をいう。
NPO (Non profit Organization)	行政、企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織の略。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。平成 10(1998)年にNPOに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。なお、本計画でNPOという場合は、法人格の有無を問わない広い意味でのNPOをさす。
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。
大阪府女性基金	すべての個人が尊重され、性別にとらわれず、男女がともにいきいきと暮らせる社会づくりを進めるため、平成 3(1991)年に大阪府が設置。府では、女性基金を活用し、相談・情報・収集提供・啓発講座などの事業を実施するなど、男女共同参画のための様々な施策を展開している。
オピニオンリーダー	集団の意思決定(流行、買物、選挙など)に関して、大きな影響を及ぼす人物。世論形成者をいう。
苦情処理制度	「大阪府男女共同参画推進条例」第 12 条に基づく制度。第三者的な立場の苦情処理委員が、府の男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を公正・中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度を設けている。
グローバル(化)	世界規模、地球規模であるさま(～化)
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。
固定的な性別役割分 担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
参画	単なる「参加」ではなく、より積極的・主体的に意思決定過程に加わり、意見を反映させていくという意味が込められている。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約)	昭和 54(1979)年に国際連合(国連)の第 34 回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加することなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、昭和 60(1985)年に批准。 なお、日本は、平成 21(2009)年に公表された国連の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」(女子差別撤廃委員会)の最終見解において、民法改正(男女ともに婚姻

	適齢を18歳に設定することや離婚後の女性の再婚禁止期間の廃止等)や女性の雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施を要請されるなど多くの課題を指摘されている。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成19(2007)年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22(2010)年6月には、一層の取組みの決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。
周産期	周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。
ストーカー行為	「ストーカー行為」とは、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。ストーカー事件の多発を受け、平成12(2000)年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれかの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性同一性障がい	平成16(2004)年に施行した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されている。同法の施行により、戸籍の性別変更が認められることとなった。
セーフティネット	直訳すると「安全網」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。
相対的貧困率	等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの。なお、絶対的な貧困水準を表すものではなく、所得の中央値の半分を下回る所得しか得ていない者の割合を示す相対的な指標であり、預貯金や不動産等の資産は考慮していない。
第3次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、平成22(2010)年7月、「男女共同参画会議」の答申を踏まえ、同年12月17日閣議決定された。第1次計画(平成12(2000)年)、第2次計画(平成17(2005)年)に続く第3次の計画で、15の重点分野を設定。

待機児童	保護者が働いているなどの理由により認可保育所への入所を希望し、入所要件に該当しているが、定員に空きがない等の理由で、認可保育所に入所できない児童。
ダイバーシティ(ダイバーシティ社会)	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、平成 11(1999)年に公布・施行。
地域力の再生	都市化、核家族化の進展などに伴う価値観の多様化で、これまで地域を支えてきたコミュニティが弱体化する一方で、急速に進む少子・高齢化、都市環境の変化により地域課題は増大し、地域特性に応じて多様化しているといったことから、失われつつある地域力〔＝地域の課題（例えば子どもの安全対策や地域の福祉の互助的な活動など）を地域住民が協働で解決していく力〕を再生することが必要とされ、各地で多様な取組みが進められている。
配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいる。 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいる。 ※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 26 年 1 月 3 日改正）第 1 条第 1 項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚を含むほか、配偶者から暴力を受けたあとに離婚（事実婚であった者が、事実上離婚したと同様の状態を含む。）をし、引き続き暴力等を受けた者、並びに、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受けた元交際相手は含むが、生活の本拠を共にしない交際相手は含まない。 「配偶者からの暴力」は、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれる。
トラフィッキング(人身売買)禁止条約	正式名称「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」。昭和 24(1949)年、国連第 4 回総会で採択された。日本では昭和 33(1958)年、国会で承認された。
PDC A サイクル	計画 (P l a n) を実行 (D o) し、評価 (C h e c k) して、改善 (A c t i o n) に結びつけ、その結果を次に生かすプロセスのことで、このプロセスを継続することによってより良い成果を上げることが期待できる。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。
UN Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の 4 機関（女性の地位向上部（DAW）、国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国連女性開発基金（UNIFEM））を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。平成 23（2011）年 1 月から活動を開始。日本事務所が堺市に設置されている。※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
労働力人口	15 歳以上人口のうち、従業者（調査期間中に収入を伴う仕事を 1 時間以上した者）と休業者（仕事もちながら調査期間中は病気や休暇などのために仕事をしなかった

	者) を合わせた「就業者」と、「完全失業者」(仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で仕事を探す活動をしていた者) の合計。
--	---